



兵庫労働局発表  
平成30年8月31日

[ 照会先 ]  
兵庫労働局労働基準部  
賃金室  
室長 田代圭子  
専門監督官 小田由起子  
TEL 078-367-9154

報道関係者 各位

## 兵庫県最低賃金を871円に引上げを決定 発効日は平成30年10月1日

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（畑中啓良）が兵庫<sup>はたなかひろよし</sup>地方最低賃金審議会（会長 原拓志<sup>はらたくじ</sup>。以下「審議会」という。）に対し諮問を行ったところ、平成30年8月6日に同審議会から、兵庫県最低賃金を27円引き上げ、時間額871円とする答申がなされ、これを受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額871円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 871 円
引 上 げ 額	27 円
発効日	平成 30 年 10 月 1 日

- 1 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。
- 2 次の金額は最低賃金に算入されません。
  - ① 臨時に支払われる賃金

- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 3 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示第1号)

# 最低賃金の改正決定に関する公示

## 兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、  
兵庫県最低賃金(昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号)の  
一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規  
定により公示する。

平成30年10月1日

兵庫労働局長 畑中啓良

第4号中「1時間844円」を「1時間871円」に改める。

付則

この決定は、平成30年10月1日から効力を生ずる。